

## 国内凍結・低温精液による人工授精について

一胎子登録の牡犬に関する条件は、次の通りです。

- ①精液採取時から人工授精時までの間、当該牡犬所有者の変更がなく、精液の所有権についても当該牡犬所有者にあること。
- ②当該牡犬が、自然な方法により繁殖していること。
- ③当該牡犬が、人工授精時において存命であること。
- ④本会登録犬であり、DNA登録が完了していること。(同時申請可)

一胎子登録の牝犬に関する条件は、次の通りです。

- ①人工授精時から一胎子登録までの間、当該牝犬所有者の変更がないこと。
- ②当該牝犬が、自然な方法により繁殖していること。
- ③本会登録犬であり、DNA登録が完了していること。(同時申請可)

一胎子登録に関する条件は、次の通りです。

- ①獣医師による所定の「精液の採取・授精証明書」を提出すること。
- ②人工授精専用の一胎子登録申請書を用いること。
- ③一胎子全頭のDNA登録を行い、両親犬とのDNA親子判定を実施すること。

◇父犬の精液採取時、及び母犬の人工授精時の年齢は、生後9カ月1日以上でなければなりません。

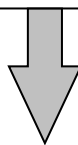
◇DNA登録に用いられた原資料・検査結果については、公開しておりません。

◇極近親繁殖とならないよう注意してください。

### 出 産 後

ご所属の愛犬クラブを通じて、「国内凍結・低温精液による人工授精用一胎子登録申請書」で申請してください。その際に、国内凍結・低温精液の採取・授精証明書を添付してください。

※子犬のDNA登録を実施するため、個体の識別ができるように、子犬全頭の犬名を記入してください。



母犬所有者には母犬、及び子犬の「DNA登録申請用紙」と親子判定用の「払込取扱票」が届きます。

子犬の頭数分の親子判定の料金が別途必要となります。

父犬のDNAが登録されていない場合、父犬所有者には父犬の「DNA登録申請用紙」が届きます。

「父犬、母犬、及び子犬のDNA登録」「親子判定」の完了後、血統証明書の作成を行います。